第53期定時株主総会
招 集 ご 通 知

日時

2026年６月26日（金曜日）午後3時

開催時刻が昨年と異なりますので、ご注意ください。

場所

京都市南区久世殿城町555番地
当社本社６階会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

決議事項

議案　取締役７名選任の件

目次

第53期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	12
連結計算書類	31
計算書類	33
監査報告書	35
ご参考（トピックス）	41

YUSHIN株式会社
証券コード：6482

株 主 各 位

証券コード6482
2026年6月8日

京都市南区久世殿城町555番地
YUSHIN株式会社
代表取締役社長 小谷 高代

第53期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素より格別のご高配を賜り、誠に有難うございます。
さて、当社第53期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト
https://ir.yushincompany.jp/ja/stock/meeting.html

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、㈱東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

㈱東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ＹＵＳＨＩＮ」又は「コード」に当社証券コード「6482」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」の順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年６月25日（木曜日）午後５時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1	**日　　時**	2026年６月26日（金曜日）午後３時 （開催時刻が昨年と異なりますので、ご注意ください。）
2	**場　　所**	京都市南区久世殿城町555番地 当社本社６階会議室 （末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3	**目的事項**	報 告 事 項　（１）第53期（2025年４月１日から2026年３月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 （２）第53期（2025年４月１日から2026年３月31日まで）計算書類の内容報告の件 決 議 事 項　議案　取締役７名選任の件

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記の各ウェブサイトにその旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

・業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項
・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
・連結株主資本等変動計算書
・連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記
・株主資本等変動計算書
・重要な会計方針及びその他の注記

また、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面をお送りいたします。

以　上

議決権行使のご案内

議決権の行使には以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

開催日時 **2026年６月26日（金曜日）午後３時**

場所 **京都市南区久世殿城町555番地 当社本社６階会議室**

インターネットで議決権を行使される場合

次頁のご案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 **2026年６月25日（木曜日）午後５時30分 入力完了分まで**

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

（1）インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。

（2）インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、パソコン、スマートフォン等の機器で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効なものとしてお取り扱いいたします。

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 **2026年６月25日（木曜日）午後５時30分 到着分まで**

※議決権行使書に議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

機関投資家の皆様へ

当社株主総会における議決権行使の方法として、㈱ＩＣＪが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1　議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

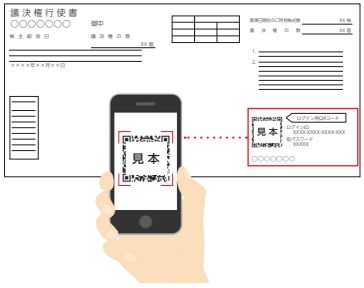

※「QRコード」は（株）デンソーウェーブの登録商標です。

2　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン等の機器の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト　**https://evote.tr.mufg.jp/**

1　議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2　議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

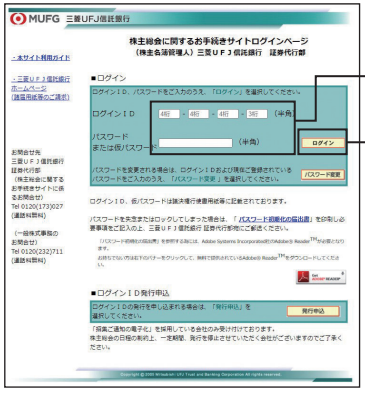

3　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行㈱　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 9：00～21：00）

株主総会参考書類

議　案　取締役７名選任の件

取締役全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役７名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな）	現在の当社における地位	担当及び重要な兼職の状況
1	小谷　高代（こたに　たかよ）　再任	代表取締役社長	
2	小田　康太（おだ　こうた）　再任	取締役副社長	管理本部責任者
3	北川　康史（きたがわ　やすし）　再任	専務取締役	製造本部責任者 兼 資材本部責任者
4	稲野　智宏（いなの　ともひろ）　再任	常務取締役	営業本部責任者
5	松久　寛（まつひさ　ひろし）　再任　社外　独立役員	取締役	京都大学名誉教授
6	中山　礼子（なかやま　れいこ）　再任　社外　独立役員	取締役	
7	垣内　永次（かきうち　えいじ）　新任　社外　独立役員	－	㈱SCREENホールディングス　特別顧問 京セラ㈱　社外取締役 MIC㈱　社外取締役（2026年６月就任予定）

候補者番号 1

こたに　たかよ
小谷　高代
(1977年８月26日生)

所有する当社株式の数
1,968,532株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況　再任

2008年 4月　当社入社
2008年10月　開発本部研究開発課責任者
2009年 4月　開発本部研究開発部責任者
2019年 4月　執行役員開発本部研究開発部責任者
2019年 6月　執行役員開発本部責任者
2020年 6月　常務取締役開発本部責任者
2020年10月　取締役副社長兼開発本部責任者
2021年 6月　代表取締役社長（現任）

選任理由

研究開発、開発戦略推進や経営に携わり、豊富な経験と実績を有しており、ロボット技術開発において日本機械学会賞を受賞する等社会的にも功績が認められております。2021年６月からは代表取締役社長として、当社の持続的成長に向けた経営戦略の立案や、組織体制の強化にリーダーシップを発揮しております。引き続き、取締役会の意思決定機能及び監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者といたしました。

候補者番号 2

おだ　こうた
小田　康太
(1978年６月10日生)

所有する当社株式の数
15,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況　再任

2015年10月　当社入社、総務部責任者
2019年 4月　執行役員総務部責任者
2020年 6月　取締役総務部責任者
2021年 6月　常務取締役総務部責任者
2022年 6月　取締役副社長管理本部責任者（現任）

選任理由

コーポレート部門の統括や経営に携わり、豊富な経験と実績を有しております。2022年６月からは取締役副社長として、当社の持続的成長に向けた戦略の立案や、組織体制の強化にリーダーシップを発揮しております。引き続き、取締役会の意思決定機能及び監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者といたしました。

候補者番号 3

北川　康史（きたがわ　やすし）

（1958年８月12日生）

所有する当社株式の数
11,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況　再任

2007年 9月　当社入社
2007年11月　製造本部副責任者
2008年 4月　製造本部副責任者兼品質保証部責任者
2009年 4月　執行役員製造本部副責任者兼品質保証部責任者
2009年 8月　執行役員製造本部責任者兼品質保証部責任者
2010年 6月　取締役製造本部責任者兼品質保証部責任者
2013年 6月　常務取締役製造本部責任者兼品質保証部責任者
2017年 6月　専務取締役製造本部責任者兼品質保証部責任者
2020年 7月　専務取締役製造本部責任者
2021年 6月　専務取締役製造本部責任者兼資材本部責任者（現任）

選任理由

製造、資材等の業務や経営に携わり、豊富な経験と実績を有しております。引き続き、取締役会の意思決定機能及び監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者といたしました。

候補者番号 4

稲野　智宏（いなの　ともひろ）

（1962年12月13日生）

所有する当社株式の数
14,300株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況　再任

1989年 6月　当社入社
2005年 8月　有信精機工易（深圳）有限公司（現有信精機貿易（深圳）有限公司）総経理
2008年 4月　営業本部中国現地統括部責任者兼有信精機工貿（深圳）有限公司（現有信精機貿易（深圳）有限公司）責任者
2009年 7月　営業本部責任者付
2010年 2月　営業本部副責任者
2011年 3月　営業本部責任者
2014年 3月　執行役員営業本部責任者
2017年 6月　取締役営業本部責任者
2022年 6月　常務取締役営業本部責任者（現任）

選任理由

営業等の業務や経営に携わり、豊富な経験と実績を有しております。引き続き、取締役会の意思決定機能及び監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者といたしました。

候補者番号 5

まつ ひさ　ひろし
松久　寛
（1947年８月５日生）

所有する当社株式の数
25,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況　再任　社外　独立役員

1976年 6月　京都大学工学部精密工学科助手
1987年10月　同大学助教授
1994年 4月　同大学教授（1995年改組により機械理工学専攻に移籍）
2012年 4月　同大学名誉教授（現任）
2014年 6月　当社社外取締役（現任）
2016年 6月　テクノロジーシードインキュベーション㈱ 監査役
2018年 6月　同社監査役退任

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

工学に関する学識経験者としての専門的な知見を当社の経営に活かしていただくため、引き続き、社外取締役候補者といたしました。独立した立場から経営への助言と監督をしていただくことにより、当社取締役会の機能強化を期待しております。

なお、松久寛氏は過去に直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号 6

なか やま　れい こ
中山　礼子
（1959年４月２日生）

所有する当社株式の数
20,062株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況　再任　社外　独立役員

1983年 4月　日本合同ファイナンス㈱（現ジャフコ グループ㈱）入社
1997年 1月　丸三証券㈱入社
2000年 3月　同社投資情報部長
2004年10月　同社引受部長
2008年10月　㈱リブテック 非常勤取締役
2009年 2月　同社取締役管理本部長
2013年 3月　同社取締役退任
2015年 3月　㈱ラックランド 社外取締役
2016年 3月　同社社外取締役（監査等委員）
2018年 6月　当社社外取締役（現任）
2019年 6月　㈱マンダム 社外取締役
2023年 6月　同社社外取締役退任
2024年 8月　㈱ラックランド 社外取締役（監査等委員）退任

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

証券会社の引受部長、事業会社の管理管掌役員、社外役員等の経験を踏まえた豊富な見識を当社の経営に活かしていただくため、引き続き、社外取締役候補者といたしました。独立した立場から経営への助言と監督をしていただくことにより、当社取締役会の機能強化を期待しております。

候補者番号
7

かきうち　えいじ
垣内　永次
（1954年４月３日生）

所有する当社株式の数
2,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況　新任　社外　独立役員

1981年 4月　大日本スクリーン製造㈱（現㈱SCREENホールディングス）入社
2005年 4月　同社執行役員
2007年 4月　同社常務執行役員
2011年 6月　同社取締役
2014年 4月　同社代表取締役 取締役社長
2019年 6月　同社代表取締役 取締役会長
2021年 6月　京セラ㈱ 社外取締役（現任）
2023年 6月　㈱SCREENホールディングス 取締役会長
2025年 6月　同社特別顧問（現任）
2026年 6月　MIC㈱ 社外取締役（就任予定）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

㈱SCREENホールディングスの代表取締役社長・代表取締役会長等を歴任し、要職を通じて培った経営全般に亘る知識と経験を当社の経営に活かしていただくため、新たに社外取締役候補者といたしました。経営経験者としての専門的な知見を活かし、独立した立場から経営への助言と監督をしていただくことにより、当社取締役会の機能強化を期待しております。

（注）１．垣内永次氏は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
３．小谷高代氏の戸籍上の氏名は、小田高代であります。
４．松久寛氏、中山礼子氏及び垣内永次氏は、社外取締役候補者であります。
５．松久寛氏及び中山礼子氏は、現在当社の社外取締役であり、当社社外取締役としての在任期間は、松久寛氏は本総会終結の時をもって12年、中山礼子氏は本総会終結の時をもって８年となります。
６．当社は、松久寛氏及び中山礼子氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。松久寛氏及び中山礼子氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き独立役員とする予定であります。また、垣内永次氏は、㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として届け出る予定であります。
７．中山礼子氏が㈱ラックランドの社外取締役（監査等委員）として在任中でありました2024年７月、同社は、開示された情報の内容に虚偽があり、上場規則に違反した旨の公表が必要と認められたため、㈱東京証券取引所から改善報告書の徴求及び公表措置を受けました。同氏は、本違反行為が判明するまでその事実を認識しておりませんでしたが、日頃から取締役会等において法令遵守の重要性について注意喚起を行ってまいりました。本違反行為の事実認識後は、法令遵守の徹底、再発防止に向けた取組みに対して適宜提言を行うなど、その職責を果たされました。
８．当社は、松久寛氏及び中山礼子氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、松久寛氏及び中山礼子氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、垣内永次氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

9．当社は、小谷高代氏、小田康太氏、北川康史氏、稲野智宏氏、松久寛氏及び中山礼子氏との間で、会社法第430条の２第１項の規定に基づき、同項第１号の費用及び同項第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結しており、各候補者の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、垣内永次氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の補償契約を締結する予定であります。

10. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「Ｄ＆Ｏ保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。なお、Ｄ＆Ｏ保険の保険料は、全額を当社が負担しております。小谷高代氏、小田康太氏、北川康史氏、稲野智宏氏、松久寛氏及び中山礼子氏の再任が承認された場合は、引き続きＤ＆Ｏ保険の被保険者となる予定であります。また、垣内永次氏の選任が承認された場合は、同氏は新たにＤ＆Ｏ保険の被保険者となる予定であります。なお、Ｄ＆Ｏ保険の契約期間は１年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

ご参考 取締役及び監査役のスキルマトリックス

議案が承認された場合の取締役及び監査役が有する主なスキル（知識・経験・能力）は次のとおりです。

氏名	地位	性別	経営	開発 技術 品質	組織人財開発 サステナビリティ	営業 マーケティング	グローバル	財務 会計	IT DX	ガバナンス リスクマネジメント コンプライアンス
小谷　高代	代表取締役 社長	女性	○	○	○		○			○
小田　康太	取締役 副社長	男性	○		○			○	○	○
北川　康史	専務取締役	男性	○	○			○		○	
稲野　智宏	常務取締役	男性	○			○	○			
松久　寛	社外取締役	男性		○	○				○	
中山　礼子	社外取締役	女性	○					○		○
垣内　永次	社外取締役	男性	○			○	○			○
福井　理仁	常勤監査役	男性	○				○	○	○	○
野中　徹也	社外監査役	男性	○							○
山田　美樹	社外監査役	男性	○					○		○

※各候補者等の有する知識や経験を「経営」以外で原則４つまで記載しております。

上記一覧表は、取締役及び監査役の有する全ての知識や経験を表すものではありません。

以　上

事業報告（2025年４月１日から2026年３月31日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

売上高	営業利益
23,101百万円 前期比　11.6%減	826百万円 前期比　68.0%減

経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
908百万円 前期比　64.2%減	286百万円 前期比　83.1%減

（1）事業の経過及び成果

当連結会計年度の世界経済は、米国の関税政策やエネルギー及び原材料価格の高騰など、依然として先行き不透明な状況が続きました。

このような環境下において、当社グループは引き続き世界規模での新規顧客の開拓に取り組んでまいりました。当連結会計年度の経営成績につきましては、前連結会計年度に比べて、受注高は特注機を中心に増加しており、アジアの一部地域においてはロボット販売の増加がみられるものの、売上高は全体として低調に推移しました。その結果、連結売上高は前期比11.6%減の23,101百万円となりました。利益面では、連結売上高の減少に加え、いずれも中長期的な成長を見据えた、積極的な人財投資による人件費の増加や、開発投資に伴う研究開発費の増加などの影響があり、営業利益は前期比68.0%減の826百万円、経常利益は前期比64.2%減の908百万円となりました。また、政策保有株式の縮減を目的とした投資有価証券の一部売却による投資有価証券売却益を特別利益に計上し、連結子会社WEMO Automation ABに係る事業環境の変化等を踏まえて将来の回収可能性を再評価した結果として減損損失を特別損失に計上いたしました。この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比83.1%減の286百万円となりました。

品目別連結売上高は、下記のとおりであります。

（単位：千円）

区　分	第52期（2025年３月期）		第53期（2026年３月期）		前期比増減率
	売上高	構成比	売上高	構成比	
ロ　ボ　ッ　ト	14,509,306	55.5%	14,947,321	64.7%	3.0%
特　注　機	6,872,156	26.3	3,161,936	13.7	△54.0
部品・保守サービス	4,745,250	18.2	4,992,115	21.6	5.2
合　計	26,126,713	100.0	23,101,373	100.0	△11.6

ご参考 最近の連結業績の推移

売上高

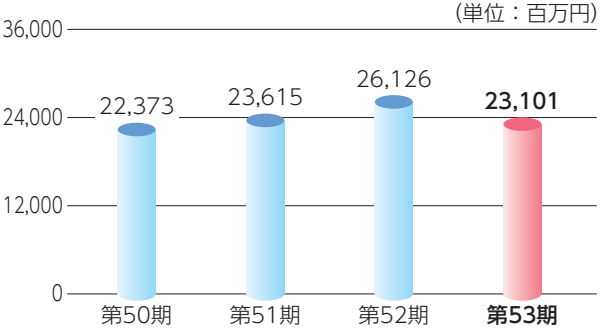

経常利益

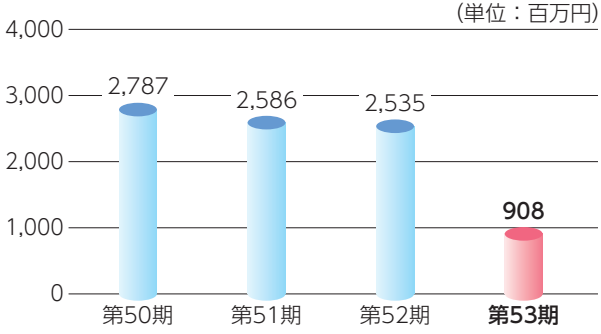

親会社株主に帰属する当期純利益

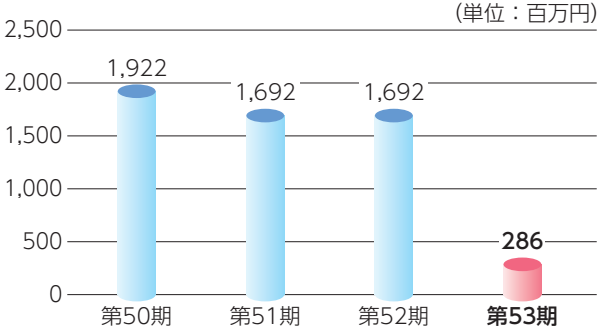

1株当たり当期純利益

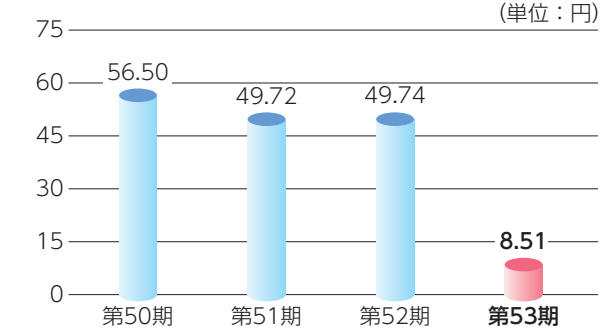

研究開発費

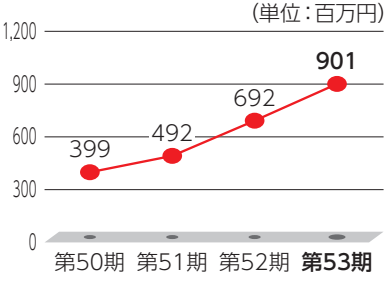

自己資本比率

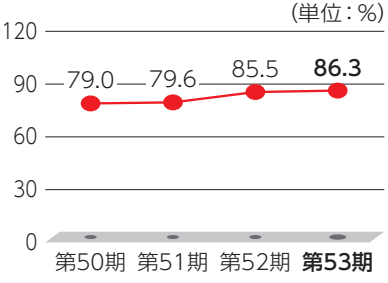

ROE（自己資本利益率）

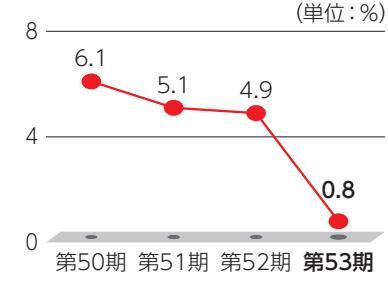

ご参考 営業の概況

品目別売上高について

ロボット

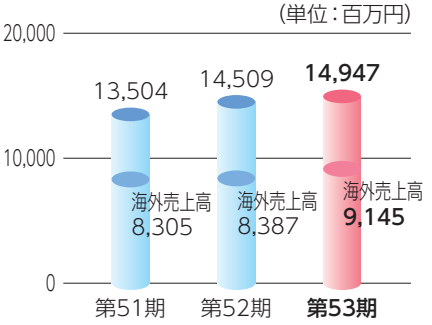

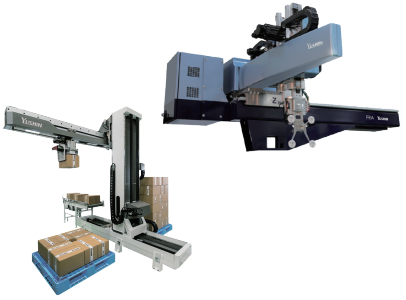

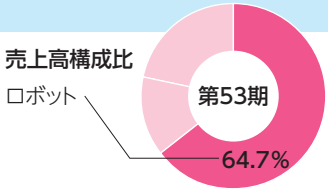

- 前期比438百万円増（3.0％増）の14,947百万円となりました。
- 中国を中心としたアジアにおいて、売上が堅調に推移しました。

特注機

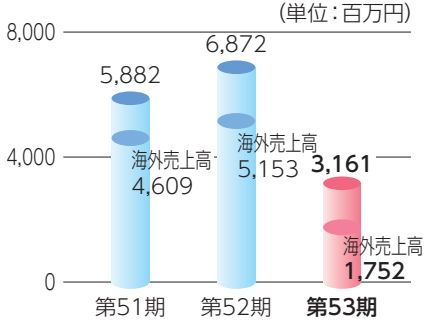

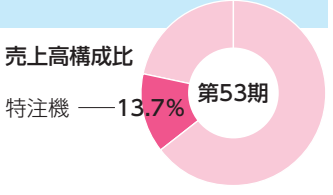

- 前期比3,710百万円減（54.0％減）の3,161百万円となりました。
- メディカル関連大口案件の売上が大幅に減少しました。

部品・保守サービス

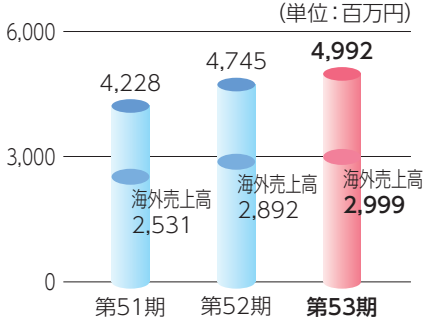

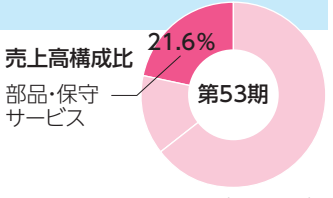

- 前期比246百万円増（5.2％増）の4,992百万円となりました。
- グローバルでの稼働台数増加に伴い、継続的に販売が増加しています。

ご参考 営業の概況

地域別売上高について

国内ネットワーク　子会社・支店・駐在員事務所　総代理店

日　本

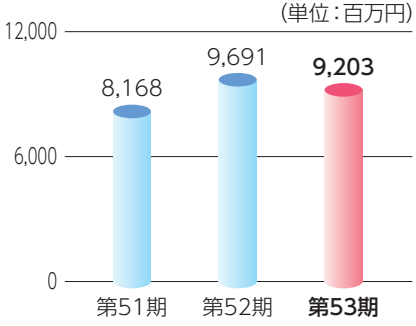

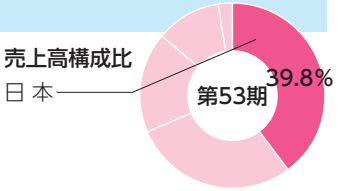

- 前期比488百万円減（5.0%減）の9,203百万円となりました。
- 設備投資需要が低調の中、パレタイジングロボットの売上が伸長しました。

アジア

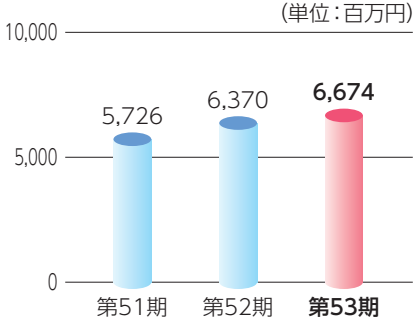

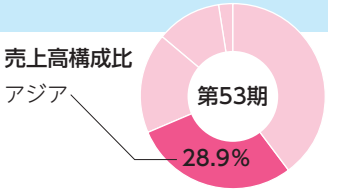

- 前期比303百万円増（4.8%増）の6,674百万円となりました。
- 中国を中心に、ロボットの売上が堅調に推移しました。

北　米

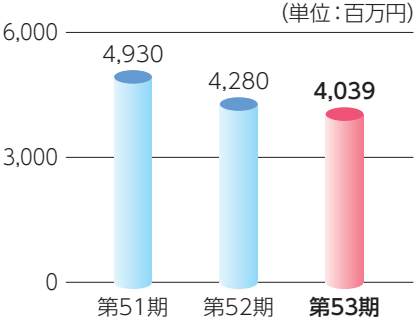

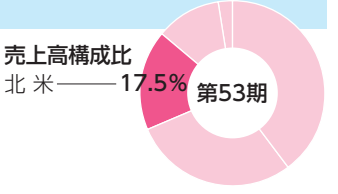

- 前期比241百万円減（5.6%減）の4,039百万円となりました。
- 設備投資需要の低下により、販売が伸び悩みました。

● 子会社・支店・駐在員事務所　● 総代理店

欧　州

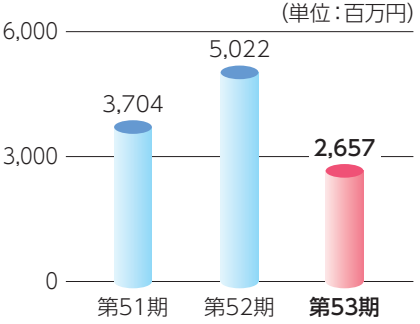

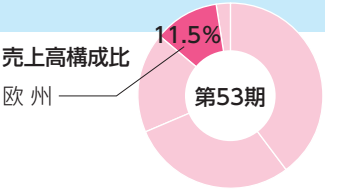

- 前期比2,364百万円減（47.1%減）の2,657百万円となりました。
- メディカル関連特注機の売上が大幅に減少したものの、WEMOにおける売上は伸長しました。

その他の地域

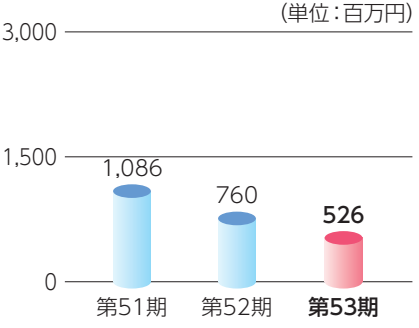

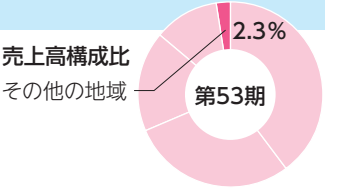

- 前期比234百万円減（30.9%減）の526百万円となりました。
- 主にメキシコ向けの販売が減少しました。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度におきまして実施いたしました当社グループの設備投資の総額は336百万円であり、その主なものは伏見工場改修工事関連費用163百万円等であります。

（3）資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

（4）財産及び損益の状況

区　分	第50期 (2023年３月期)	第51期 (2024年３月期)	第52期 (2025年３月期)	第53期 (2026年３月期)
売上高 (千円)	22,373,189	23,615,543	26,126,713	23,101,373
経常利益 (千円)	2,787,011	2,586,759	2,535,093	908,263
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	1,922,822	1,692,366	1,692,927	286,762
１株当たり当期純利益 (円)	56.50	49.72	49.74	8.51
総資産 (千円)	40,843,235	42,821,381	41,045,904	39,832,970
純資産 (千円)	32,586,298	34,418,934	35,498,910	34,787,888
１株当たり純資産額 (円)	948.36	1,001.03	1,031.64	1,051.30

（注）１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、１株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。

（5）対処すべき課題

当社グループを取り巻く外部環境につきましては、引き続き米国や欧州などを中心に設備投資需要が低調な状況にあり、世界経済は不透明感が残るものの、中長期的には労働安全性への配慮や生産効率向上、人手不足解消を目的とした生産自動化の流れは世界的に継続することが予想されます。

このような環境のなか当社グループは、取出ロボット業界におけるリーディングカンパニーとして更なる発展を目指してまいります。

そのために対処すべき課題といたしましては、取出ロボットにおいては、グローバル営業展開の強化と商品力の強化による販売拡大であります。グローバル営業展開の強化についてはスウェーデンのWEMO Automation ABを足がかりに欧州でのシェアアップを図るとともに、他地域においても、的確なマーケット情報を収集し、グローバルでのシェアアップを図ります。商品力の強化については、お客様工場の自動化において、より高い付加価値を提供するための商品開発を継続します。パレタイジングロボットにおいては、直交型ロボットのメリットを幅広いユーザに理解していただくための営業活動を強化します。特注機では、人手不足や人件費高騰により、国内外において高まる自動化ニーズを受け、社内体制強化を進めることにより引き続き販売拡大に努めてまいります。保守サービスについては、強みであるグローバルネットワークの更なる強化を図ります。

また、これらの取組みを推進するために重要である人的資本について、人財の採用、企業理念の浸透を軸とした育成を進めてまいります。サステナビリティ推進においては、2025年３月にサステナビリティ委員会の下部組織として設置した「人権」「コンプライアンス」「ITリスク対策」「危機管理」の４つの部会の活動等により、様々なリスクの低減に積極的に取り組んでまいります。

（6）重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
YUSHIN KOREA CO., LTD.	大韓民国 始興市	千ウォン 350,000	100%	当社製品の販売・保守サービス及び合理化機械の製造・販売
有信精機商貿（上海）有限公司	中華人民共和国 上海市	千米ドル 200	100%	当社製品の販売及び保守サービス
有信精機貿易（深圳）有限公司	中華人民共和国 広東省深圳市	千米ドル 400	100%	当社製品の販売及び保守サービス
広州有信精密機械有限公司	中華人民共和国 広東省広州市	千中国元 13,742	100%	当社製品の製造
有信國際精機股份有限公司	台湾 台北市	千ニュー台湾ドル 5,000	100%	当社製品の販売及び保守サービス
PT. YUSHIN PRECISION EQUIPMENT INDONESIA	インドネシア ブカシ市	千インドネシアルピア 2,841,000	99%	当社製品の販売及び保守サービス
YUSHIN PRECISION EQUIPMENT (VIETNAM) CO., LTD.	ベトナム ハノイ市	千米ドル 300	100%	当社製品の販売及び保守サービス
YUSHIN PRECISION EQUIPMENT SDN. BHD.	マレーシア セランゴール州	千マレーシアリンギット 1,000	100%	当社製品の販売及び保守サービス
YUSHIN PRECISION EQUIPMENT (THAILAND) CO., LTD.	タイ バンコク市	千タイバーツ 8,000	49%	当社製品の販売・保守サービス及び合理化機械の製造・販売
YUSHIN PRECISION EQUIPMENT (INDIA) PVT. LTD.	インド チェンナイ市	千インドルピー 17,400	97.9%	当社製品の販売及び保守サービス
YUSHIN AUTOMATION LTD.	イギリス ウスターシャー州	千イギリスポンド 150	95.6%	当社製品の販売及び保守サービス
YUSHIN AMERICA, INC.	アメリカ合衆国 ロードアイランド州	千米ドル 8	100%	当社製品の販売・保守サービス及び合理化機械の製造・販売
WEMO AUTOMATION AB	スウェーデン ヴェルナモ市	千スウェーデンクローナ 120	100%	当社グループ製品の開発・製造・販売・保守サービス

（注）YUSHIN EUROPE GMBHは、2023年12月12日付で解散を決議し、清算が結了したため、重要な子会社から除外いたしました。

（7）主要な事業内容（2026年３月31日現在）

当社グループは、産業用直交型ロボットを中心に工場自動化に関連する装置・システムの開発、製造、販売を主な事業内容としております。

（8）主要な拠点（2026年３月31日現在）

①当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	京都市南区	中部統括営業所 中部営業所	愛知県豊川市
伏見工場	京都市伏見区	静岡営業所	静岡市駿河区
テクニカルセンター	京都市南区	名古屋西営業所	三重県桑名市
東日本統括営業所 北関東営業所	さいたま市北区	西日本統括営業所 西日本営業所	京都市南区
西関東営業所	神奈川県厚木市	富山営業所	富山県富山市
長野営業所	長野県塩尻市	広島営業所	広島市安佐南区
東北営業所	福島県福島市	福岡営業所	福岡県大野城市
つくば営業所	茨城県つくば市	フィリピン駐在員事務所	フィリピン・マカティ市

②子会社

「（6）重要な子会社の状況」をご参照ください。

（9）従業員の状況（2026年３月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
803（62）名	３名増

（注）従業員数は就業人員（当社への出向者を含む。）であり、パートタイマー及びアルバイトは（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

（10）主要な借入先の状況（2026年３月31日現在）

該当事項はありません。

（11）その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2025年４月１日に、商号をＹＵＳＨＩＮ株式会社に変更いたしました。

2 会社の株式に関する事項（2026年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数　80,000,000株
（2）発行済株式の総数　35,638,066株
（3）株主数　6,060名
（4）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社ユーシンインダストリー	11,992千株	36.7%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,109	6.5
小田　高代	1,968	6.0
村田　美樹	1,847	5.6
小谷　眞由美	968	3.0
JP MORGAN CHASE BANK 385781	942	2.9
RBC IST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT	877	2.7
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	851	2.6
株式会社三菱UFJ銀行	849	2.6
京都中央信用金庫	800	2.4

（注）１．当社は、自己株式を2,940,917株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

（5）その他株式に関する重要な事項

2025年11月14日開催の取締役会決議に基づき、次のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類	当社普通株式
取得した株式の総数	1,337,200株
取得価額の総額	999,955,688円
取得した期間	2025年11月17日～2026年2月18日（約定ベース）

3 会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の状況（2026年３月31日現在）

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小谷　高代	
取締役副社長	小田　康太	管理本部責任者
専務取締役	北川　康史	製造本部責任者 兼 資材本部責任者
常務取締役	稲野　智宏	営業本部責任者
取締役	西口　泰夫	山田コンサルティンググループ㈱　取締役会長
取締役	松久　寛	京都大学名誉教授
取締役	中山　礼子	
常勤監査役	福井　理仁	
監査役	野中　徹也	弁護士 弁護士法人なにわ橋法律事務所　社員弁護士 東洋シヤッター㈱　社外監査役
監査役	山田　美樹	公認会計士 コニシ㈱　社外取締役（監査等委員） 監査法人ラットランド　パートナー

（注）１．取締役西口泰夫氏、松久寛氏及び中山礼子氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．監査役野中徹也氏及び山田美樹氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
３．監査役山田美樹氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．当社は、取締役西口泰夫氏、松久寛氏及び中山礼子氏並びに監査役野中徹也氏及び山田美樹氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
５．当事業年度中の取締役及び監査役の異動
該当事項はありません。
６．当社は、西口泰夫氏、松久寛氏、中山礼子氏、福井理仁氏、野中徹也氏及び山田美樹氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。
７．当社は、小谷高代氏、小田康太氏、北川康史氏、稲野智宏氏、西口泰夫氏、松久寛氏、中山礼子氏、福井理仁氏、野中徹也氏及び山田美樹氏との間で、会社法第430条の２第１項の規定に基づき、同項第１号の費用及び同項第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結しております。

8．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「Ｄ＆Ｏ保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しております。Ｄ＆Ｏ保険の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。なお、Ｄ＆Ｏ保険の保険料は、全額を当社が負担しております。

（2）取締役の報酬等の内容の決定方針

当社は、2022年３月７日開催の取締役会において、株主総会決議に基づく取締役の報酬等について、役員報酬制度の見直しを図り、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会で審議をしております。

新たな制度では、報酬決定プロセスに関して客観性・公平性を高めるとともに、中期経営計画の策定・実行を進めながら、当該計画の達成度や企業価値向上等に応じた中長期業績連動報酬の制度体系の具体化を図る方針を明確化しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針に準じて検討されていることや、指名・報酬委員会での審議内容が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

①取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、月額報酬、短期業績賞与、中期業績・株価連動型賞与により構成しております。

月額報酬は、役位別月額報酬レンジ（上下限）の範囲内において、指名・報酬委員会での審議を経て決定した役員評価を基に、取締役会から委任を受けた代表取締役社長が決定しております。

短期業績賞与及び中期業績・株価連動型賞与については、指名・報酬委員会及び取締役会で決定された計算式に基づき、指名・報酬委員会での審議を経て決定した役員評価を踏まえて、取締役会から委任を受けた代表取締役社長が決定しております。

社外取締役の報酬等は、固定報酬により構成し、業務執行に対する独立性の観点から業績連動報酬の支給は行わない方針としております。

②当該業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針

短期業績賞与は、役位別基礎額に連結経常利益の達成状況に基づく業績係数をかけ、目標管理評価・定性評価を基に総合的貢献度を評価した役員評価を反映して、決定しております。

また、中期業績・株価連動型賞与については、役位別基礎額に基づき、「1株当たりの純利益（EPS）」の成長率に基づく中期業績係数と株価成長率に基づく株価連動係数を反映して、決定しております。

③取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

報酬等の額に対する割合については、当社と同業種・同規模企業等の外部水準を参照したうえで、役位別に報酬構成比率を設定しております。

④取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

報酬等の支給時期については、月額報酬は毎月、短期業績賞与は、役位別基礎額に基づき、業績係数と役員評価を反映して、年1回支給するものとしております。また、中期業績・株価連動型賞与については、役位別基礎額に基づき、中期業績係数と株価連動係数を反映して、年1回支給するものとしております。

⑤取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任に関する事項

取締役の報酬等の金額の決定については、取締役会の諮問機関となる、指名・報酬委員会での審議を経て決定した役員評価を基に、取締役会から委任を受けた代表取締役社長が決定しております。その権限の内容については、各取締役の月額報酬の額及び業績を踏まえた賞与の評価配分となります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会において重要な方針に関する審議を踏まえて決定をしており、権限が適切に行使されるようにするための措置に該当すると考えております。

指名・報酬委員会は、委員長を社外取締役西口泰夫氏とし、その他のメンバーは代表取締役社長小谷高代氏、社外取締役松久寛氏、社外取締役中山礼子氏となります。

その他、取締役の報酬について、金銭でないものの支給は行っておりません。

（3）取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	110,466	102,966	7,500	－	4
社外取締役	16,800	16,800	－	－	3
小　計	127,266	119,766	7,500	－	7
監査役 (社外監査役を除く)	12,000	12,000	－	－	1
社外監査役	7,200	7,200	－	－	2
小　計	19,200	19,200	－	－	3
合　計	146,466	138,966	7,500	－	10

（注）1．2021年６月22日開催の第48期定時株主総会において、取締役の報酬額は年額700,000千円以内（うち社外取締役分100,000千円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は８名（うち、社外取締役は３名）です。
なお、現在当社には、使用人兼務取締役はおりません。

2．2016年６月20日開催の第43期定時株主総会において、監査役の報酬額は年額100,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は４名です。

3．短期業績賞与は、役位別基礎額に連結経常利益の達成状況に基づく業績係数をかけ、目標管理評価・定性評価を基に総合的貢献度を評価した役員評価を反映して、決定しております。また、中期業績・株価連動型賞与については、役位別基礎額に基づき、「１株当たりの純利益（EPS）」の成長率に基づく中期業績係数と株価成長率に基づく株価連動係数を反映して、決定しております。業績指標は当社グループで重視する指標であり、短期・中期ともに意識すべき指標であることから選定しております。（なお、当事業年度における業績連動報酬に係る主要指標となる連結経常利益指標の目標は2,200,000千円であり、実績は908,263千円であります。）

4．取締役の報酬等の金額の決定手続きとしては、月額報酬は、役位別月額報酬レンジ（上下限）の範囲内において、指名・報酬委員会での審議を経て決定した役員評価を基に、取締役会から委任を受けた代表取締役社長小谷高代氏が決定しております。短期業績賞与及び中期業績・株価連動型賞与については、指名・報酬委員会及び取締役会で決定された計算式に基づき、指名・報酬委員会での審議を経て決定した役員評価を踏まえて、取締役会から委任を受けた代表取締役社長小谷高代氏が決定しております。委任した理由につきましては、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当職務について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

（4）社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役西口泰夫氏は、山田コンサルティンググループ㈱の取締役会長であります。山田コンサルティンググループ㈱と当社の間には、特別な関係はありません。
・取締役松久寛氏は、京都大学の名誉教授であります。京都大学と当社の間には、特別な関係はありません。
・監査役野中徹也氏は、弁護士法人なにわ橋法律事務所の社員弁護士及び東洋シヤッター㈱の社外監査役であります。弁護士法人なにわ橋法律事務所及び東洋シヤッター㈱と当社の間には、特別な関係はありません。
・監査役山田美樹氏は、コニシ㈱の社外取締役（監査等委員）及び監査法人ラットランドのパートナーであります。コニシ㈱及び監査法人ラットランドと当社の間には、特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

地位及び氏名	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役　西口泰夫	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席いたしました。京セラ㈱の代表取締役社長・代表取締役会長等を歴任し、要職を通じて培った経営全般に亘る経験者としての専門的な知見を活かし、専門的かつ独立した立場から経営への監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会２回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役　松久　寛	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席いたしました。工学に関する学識経験者としての専門的な知見を活かし、専門的かつ独立した立場から経営への監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会２回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

地位及び氏名	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役　中山礼子	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席いたしました。証券会社の引受部長、事業会社の管理管掌役員、社外役員等の豊富な経験を活かし、専門的かつ独立した立場から経営への監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会２回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監査役　野中徹也	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、監査役会14回全てに出席いたしました。法律に関する専門的な知見をもとに、報告事項や決議事項について疑問点等を明らかにするために質問し、意見を述べております。また、内部監査結果の検証、監査に関する意見交換、重要事項の協議等を行っており、定期的に会計監査人から会計監査の内容報告を受けるほか、経営トップとの定期的な意見交換を行っております。
監査役　山田美樹	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、監査役会14回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的な知見をもとに、報告事項や決議事項について疑問点等を明らかにするために質問し、意見を述べております。また、内部監査結果の検証、監査に関する意見交換、重要事項の協議等を行っており、定期的に会計監査人から会計監査の内容報告を受けるほか、経営トップとの定期的な意見交換を行っております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が６回ありました。

4 会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の名称　　太陽有限責任監査法人

（2）会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,800千円

（注）1. 当社は、会計監査人と同一のネットワークに属するP&G Grant Thorntonに対して、税務関連業務に関する報酬として、上記のほか、156千円を支払っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況を確認し、報酬見積りの算出根拠、算出内容について検討した結果、会計監査人の監査報酬等は妥当であると判断し、会社法第399条第１項の同意をいたしました。
4. 上記のほか、当事業年度において、前事業年度に係る追加報酬として900千円を支払っております。
5. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

（3）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

（4）責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である太陽有限責任監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低限度額としております。

5 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして事業経営にあたっております。

方針といたしまして、安定的かつ継続的な株主還元を実現するため、連結での配当性向は30%以上を目標にしております。一方で、必要に応じて機動的・持続的な投資が行えるよう内部留保を充実させるとともに、将来の企業価値を左右する研究開発に対しては毎年一定額の投資を優先することで、連結業績を向上させ、普通配当水準の引き上げを図ります。配当の決定機関は、中間配当、期末配当ともに取締役会であります。

当事業年度の配当金につきましては、当事業年度の業績並びに上記の方針に鑑み、中間配当として１株につき10円、期末配当として１株につき10円を実施し、合計で年20円とさせていただきました。この結果、当事業年度の連結での配当性向は232.7%となります。

連結計算書類

連結貸借対照表（2026年３月31日現在）

（単位：千円）

科　目	金　額
（資産の部）	
流動資産	**26,269,212**
現金及び預金	11,865,318
受取手形及び売掛金	6,065,247
商品及び製品	1,330,426
仕掛品	1,113,054
原材料及び貯蔵品	5,183,181
前払費用	301,137
その他	424,453
貸倒引当金	△13,607
固定資産	**13,563,757**
有形固定資産	**10,645,264**
建物	3,426,392
構築物	43,594
機械装置及び運搬具	140,454
工具、器具及び備品	136,173
土地	6,836,477
リース資産	4,392
建設仮勘定	57,779
無形固定資産	**1,286,473**
電話加入権	11,430
ソフトウェア	51,597
顧客関連資産	1,127,732
その他	95,713
投資その他の資産	**1,632,019**
投資有価証券	286,844
退職給付に係る資産	380,738
繰延税金資産	757,515
その他	253,664
貸倒引当金	△46,743
資産合計	**39,832,970**

科　目	金　額
（負債の部）	
流動負債	**4,415,119**
支払手形及び買掛金	1,282,131
電子記録債務	361,452
未払金	443,893
未払費用	208,855
未払法人税等	274,183
未払消費税等	55,437
前受金	1,122,263
賞与引当金	329,872
役員賞与引当金	7,500
製品保証引当金	127,904
その他	201,624
固定負債	**629,961**
退職給付に係る負債	124,668
繰延税金負債	288,625
その他	216,667
負債合計	**5,045,081**
（純資産の部）	
株主資本	**31,398,002**
資本金	**1,985,666**
資本剰余金	**2,024,597**
利益剰余金	**29,743,751**
自己株式	**△2,356,013**
その他の包括利益累計額	**2,976,447**
その他有価証券評価差額金	**165,141**
為替換算調整勘定	**2,700,919**
退職給付に係る調整累計額	**110,386**
非支配株主持分	**413,439**
純資産合計	**34,787,888**
負債・純資産合計	**39,832,970**

連結損益計算書（2025年４月１日から2026年３月31日まで）　（単位：千円）

科　目	金　額	
売上高		**23,101,373**
売上原価		**14,049,753**
売上総利益		**9,051,619**
販売費及び一般管理費		**8,224,993**
営業利益		**826,626**
営業外収益		
受取利息及び配当金	60,962	
その他	37,308	**98,271**
営業外費用		
為替差損	4,808	
自己株式取得費用	9,999	
その他	1,825	**16,633**
経常利益		**908,263**
特別利益		
固定資産売却益	8,149	
投資有価証券売却益	501,299	
子会社清算益	17,783	**527,232**
特別損失		
固定資産除売却損	57	
減損損失	867,073	**867,130**
税金等調整前当期純利益		**568,366**
法人税、住民税及び事業税	454,629	
法人税等調整額	△221,393	**233,235**
当期純利益		**335,130**
非支配株主に帰属する当期純利益		**48,367**
親会社株主に帰属する当期純利益		**286,762**

計算書類

貸借対照表（2026年３月31日現在）

（単位：千円）

科　目	金　額
（資産の部）	
流動資産	**18,831,759**
現金及び預金	8,701,376
受取手形	1,348,913
売掛金	3,454,951
商品及び製品	546,368
仕掛品	890,714
原材料及び貯蔵品	2,972,697
前払費用	109,460
その他	807,376
貸倒引当金	△100
固定資産	**14,436,197**
有形固定資産	**9,682,867**
建物	2,980,956
構築物	43,594
機械装置及び運搬具	41,942
工具、器具及び備品	41,317
土地	6,512,884
リース資産	4,392
建設仮勘定	57,779
無形固定資産	**44,122**
電話加入権	11,430
ソフトウェア	32,691
投資その他の資産	**4,709,208**
投資有価証券	286,844
関係会社株式	3,176,648
関係会社出資金	297,873
繰延税金資産	666,577
その他	281,414
貸倒引当金	△149
資産合計	**33,267,957**

科　目	金　額
（負債の部）	
流動負債	**2,676,638**
支払手形	636
電子記録債務	361,452
買掛金	925,229
未払金	385,287
未払費用	24,190
未払法人税等	214,547
未払消費税等	55,437
前受金	205,148
賞与引当金	327,200
役員賞与引当金	7,500
製品保証引当金	115,430
その他	54,578
固定負債	**2,417**
その他	2,417
負債合計	**2,679,055**
（純資産の部）	
株主資本	**30,423,760**
資本金	**1,985,666**
資本剰余金	**2,023,903**
資本準備金	2,023,903
利益剰余金	**28,770,204**
利益準備金	286,314
その他利益剰余金	28,483,889
配当平均積立金	1,000,000
別途積立金	8,700,000
繰越利益剰余金	18,783,889
自己株式	**△2,356,013**
評価・換算差額等	**165,141**
その他有価証券評価差額金	**165,141**
純資産合計	**30,588,901**
負債・純資産合計	**33,267,957**

損益計算書（2025年４月１日から2026年３月31日まで）　　（単位：千円）

科　目	金　額	
売上高		**14,882,941**
売上原価		**9,185,617**
売上総利益		**5,697,324**
販売費及び一般管理費		**4,702,800**
営業利益		**994,523**
営業外収益		
受取利息	40,655	
受取配当金	355,841	
為替差益	76,314	
その他	18,636	**491,448**
営業外費用		
自己株式取得費用	9,999	
その他	1,787	**11,787**
経常利益		**1,474,184**
特別利益		
投資有価証券売却益	501,299	
子会社清算益	2,085	**503,384**
特別損失		
固定資産除売却損	50	**50**
税引前当期純利益		**1,977,519**
法人税、住民税及び事業税	488,600	
法人税等調整額	△19,546	**469,053**
当期純利益		**1,508,465**

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

ＹＵＳＨＩＮ株式会社
取締役会　御中

2026年５月18日

太陽有限責任監査法人 京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡　本　伸　吾
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大　好　　慧

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ＹＵＳＨＩＮ株式会社の2025年４月１日から2026年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＹＵＳＨＩＮ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

ＹＵＳＨＩＮ株式会社
取締役会　御中

2026年５月18日

太陽有限責任監査法人 京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡　本　伸　吾
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大　好　　慧

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ＹＵＳＨＩＮ株式会社の2025年４月１日から2026年３月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年４月１日から2026年３月31日までの第53期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年５月21日

ＹＵＳＨＩＮ株式会社　監査役会

常勤監査役　福　井　理　仁　㊞

社外監査役　野　中　徹　也　㊞

社外監査役　山　田　美　樹　㊞

以　上

ご参考（トピックス）

パレタイジングロボット導入事例

パレタイジングロボットの導入事例を、当社ウェブサイトにて公開しました。

物流・出荷工程における人手不足への対応や作業負荷の低減などを目的として当社パレタイジングロボットを導入いただいたお客様の取組みやその効果について、インタビューを通じて紹介しています。

当社の商品が活躍する分野の広がりを感じていただける内容となっておりますので、ぜひご覧ください。

＜導入事例：株式会社れんこん三兄弟様＞

「美肌れんこん」を生産・販売する同社において、農業における重労働や労働力不足、並びに急な退職による業務停滞リスクといった課題への対応を目的として、将来を見据えた機械化を決断され、当社のパレタイジングロボットを導入いただきました。

導入にあたって、多関節ロボットでは半円状にパレットを配置する必要があり、広い設置面積を確保しなければならない点が課題となっていました。一方、当社の直交型ロボットは、パレットを一直線上に配置できる省スペース性が評価されました。

本ロボットの導入により、手作業による品物の積み間違い等のヒューマンエラーが劇的に減少し出荷時のトラブルが解消されるなど、業務効率化に寄与するとともに、同社の将来的な増産計画にもつながる自動化を実現できたとの評価をいただいております。

＜導入事例：パナソニック エナジー株式会社様＞

乾電池の製造を行う同社工場において、新工場稼働に伴う自動搬送・自動倉庫システムの導入にあたり、当社のパレタイジングロボットを採用いただきました。

導入にあたっては、複雑な条件下での高効率な自動化を短期間で実現させる必要がありました。これらの課題に対し、当社は設計力を活かした柔軟性の高い汎用ロボットをご提案するとともに、迅速な問い合わせ対応及び関係各所との連携により、計画どおりの短納期での導入を実現しました。

本ロボットは、導入後約2年間にわたりトラブルのない安定稼働を継続しており、自動搬送体制の構築及び作業工数の削減に寄与しています。

こちらより、導入事例のインタビュー及びその他の導入事例をご覧いただけます。→
（当社ウェブサイトにリンクします。）

2025国際ロボット展への出展

2025年12月３日～６日、東京ビッグサイトで開催された「2025国際ロボット展」に出展しました。来場者数は前回比約5.4％増の156,110名となり、会場は活況を呈しました。

当社は、パレタイジングロボットの「PA-50LC（２パレット仕様）」を展示し、強みである可搬質量と高速処理能力をアピールしました。その素早くスムーズな動作は多くの来場者の注目を集め、高いご評価をいただきました。また、「パレタイザーといえば直交型ロボットのYUSHIN」という認知を高める機会となりました。

今後も展示会を通じてお客様との接点を広げ、パレタイジングロボットのシェア拡大に向けた取組みを推進してまいります。

2025国際ロボット展の様子

メ　モ

メ　モ

メ　モ

メ　モ

株主総会会場ご案内図

場　所	京都市南区久世殿城町555番地 **当社本社６階会議室** 電話 075（933）9555（代表）

【公共交通機関】

①JR京都線 向日町駅よりタクシーで約７分
　西大路駅より市バス13号（久世工業団地行）久世殿城町下車 所要時間約25分
　桂川駅より市バス南１号（竹田駅西口行）久世殿城町下車 所要時間約15分
②阪急京都線 東向日駅よりタクシーで約８分
　桂駅東口より市バス南１号（竹田駅西口行）久世殿城町下車 所要時間約30分
③近鉄電車・京都市営地下鉄 竹田駅西口より市バス南１号（桂駅東口行）久世殿城町下車 所要時間約25分

【会場に関するご案内について】

●送迎バスの運行はいたしておりませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。
●会場内には、車椅子で来場される株主様向けのスペースがございます。会場スタッフがご案内させていただきます。
●介助や通訳が必要な株主様は、介助者や通訳者を1名に限り同伴してご出席いただくことができます。
　ただし、介助者や通訳者が議決権を行使したり、質問をしたりすることはできませんのでご了承ください。

FSC ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT